

糸魚川市指定工事業者の指定取消し及び指定の効力停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、糸魚川市指定ガス供給施設工事事業者規程（平成17年ガス水道局告示第17号。以下「指定ガス工事事業者規程」という。）第16条、糸魚川市指定給水装置工事事業者規程（平成17年ガス水道局告示第14号。以下「指定水道工事事業者規程」という。）第8条及び第9条並びに糸魚川市下水道排水設備等指定工事事業者規程（平成30年ガス水道局告示第10号。以下「排水設備指定工事事業者規程」という。）第11条による指定工事業者の指定取消し及び指定の効力停止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の取消し)

第2条 指定工事業者の指定取消しは、指定ガス工事事業者規程第16条、指定水道工事事業者規程第8条又は排水設備指定工事事業者規程第11条に該当する場合のほか、次条に規定する減点数の累計が10点以上となった場合に行うものとする。

2 指定工事業者の指定を取り消された者は、当該指定を取り消された日の翌日から起算して1年間は指定工事業者の再指定の申請ができないものとする。

(指定の効力停止)

第3条 管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、指定の効力停止処分の公正を期するため、ガス工事、水道工事又は下水道工事各々に別表に掲げる違反工事等の種別ごとに減点数を累計し、処分するものとする。

2 指定の効力停止処分の期間は、前項の規定による減点数の累計に応じ、それぞれ次の表に定めるとおりとする。

減点数の累計	指定の効力停止期間
5点	1月
6点	2月
7点	3月
8点	4月
9点	5月

3 減点処分があった場合の減点数の更新は、最終減点処分の日の翌日から起算して1年経過した日とし、更新後の減点数は、次の表のとおりとする。

更新時の減点数	更新後の減点数
1点から5点まで	0点
6点	1点
7点	2点
8点	3点
9点	4点

4 更新後の減点数は、更新の日から1年間効力を有し、第1項の減点数の累計に加えるものとし、更新後の減点数の更新は、前項の減点処分があった場合の減点数の更新の例による。

(新規工事の受付停止)

第4条 減点数の累計が5点未満であった場合又は市の指名停止等の処分を受けた場合において、管理者が受付停止の必要があると認めるときは、当該指定工事業者に対し、1月を超えない範囲で新規工事の受付停止を行うことができる。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

種別	違反工事等の種別	減点数
共通	1 無届工事・無断工事 盗用及び不正使用を伴う工事	10点
	2 無届工事 盗用及び不正使用を伴わない工事	3点
	3 無断工事(申請のあるもので許可されていないもの) 盗用及び不正使用を伴わない工事	1点
	4 指定された材料又は工法で施工しない場合	3点
	5 糸魚川市ガス水道局の協力要請及び指示に対して 正当な理由なくこれに応じなかった場合	2点
	6 掘削工事において本支管及び他埋設物を損傷した場合	3点
	7 糸魚川市ガス水道局への報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告をしたとき。	2点

	8 指定工事業者の指定資格要件の変更について無届 又は遅滞があった場合	2点
	9 再発防止を始末書、顛末書等により誓約している にもかかわらず、同一の不都合があった場合に発生 の日から次に掲げる期間内に同一の不都合の再発を した場合 6月以内 1年以内 3年以内	3点 2点 1点
	10 その他不都合な行為があった場合	1 から 9 ま での規定に 準じ決定
ガス	1 ガス漏れ 竣工検査においてガス漏れを確認した場合 竣工検査後3年以内に施工箇所でガス漏れを確 認した場合	3点 2点
	2 指定単価以上の工事費を請求した場合	3点
水道	漏水 竣工検査において漏水を確認した場合	3点
	竣工検査後3年以内に施工箇所で漏水を確認し た場合	2点
	クロスコネクションとなる工事	5点
下水道	排水 雨水等の誤接続をした場合	3点
	臭気対策等に不備があった場合	1点